明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　一
〔告　示〕
○高等学校教科用図書検定基準（文部科学一六六）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況（内閣）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　六六
裁判所
破産、免責、再生関係　六七
特殊法人等
独立行政法人日本貿易保険二〇〇八年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　一〇七
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

府　令

○内閣府令第六十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百九十七条、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九条第一項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十七条の四第一項ただし書、第三十九条第三項ただし書（金融商品取引法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）及び第四十四条の二第二項第一号、投資信託及び投資法人に関する法律第五条第二項（同法第十三条第二項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の四第一項第四号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年九月九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第十四号中「認定投資者保護団体」の下に「（当該金融商品取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）」を加える。

第百十一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　有価証券又は金銭の受渡しを伴わない有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）を行う場合

第百十九条第一項第八号イ中「場合に限る」を「者に限る。次号において同じ」に改め、同項第十号中「限る」を「限り、第一号から第九号までに掲げる場合を除く」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「上回らないとき」の下に「（前各号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ　金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（ロに規定する委員会が司法書士である委員のみにより構成されている場合にあっては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

ロ　イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。）において調査され、確認されていること。